

## 市長選挙の投票日は 11月11日(日)です

任期満了(平成24年11月16日)に伴う市長選挙について、平成24年11月4日(日)告示、11日(日)投票の日程で行うことが決まりました。

問合せ先: 選挙管理委員会 (☎51・2960)

## 平成24年度豊橋市消防団役員が 決まりました

団長: 小山晃延 副団長(方面隊長): 岩瀬広繁(第一方面隊長)、松下直弘(第二方面隊長)、松井良充(第三方面隊長)、鷺坂憲司(第四方面隊長)、市川恵之(第五方面隊長)、天野浩正(第六方面隊長)、佐々木幸司(第七方面隊長)、塩野谷正勝(第八方面隊長) ※敬称略

問合せ先: 消防本部総務課 (☎51・3111)

## 水道メーターの取替に ご協力ください

とき: 5～12月 対象: 上下水道局が設置している水道メーターで、計量法に基づく取替時期が近づいたもの 費用: 無料 その他: 取替月の前月末に対象者あてに、はがきで通知します。取替は上下水道局が委託した、身分証と腕章携帯の指定給水装置工事事業者が行います(一般家庭の場合、10分程度)

問合せ先: 給排水課 (☎51・2722)

### お詫びと訂正

#### 3月1日号 6ページ

「障害基礎年金などについての相談先」の表のうち、「初診日が国民年金3号加入中の方」の年金の種類が「障害厚生年金」とあるのは、正しくは「障害基礎年金」でした。

#### 3月15日号 5ページ・4月1日号 表紙

写真について「向山緑地のさくらまつり」と説明しているのは、正しくは「西ノ山公園のさくら」でした。

#### 4月1日号 表紙

ページ案内で「子ども医療費助成制度の対象者を拡大します」が「7ページ」とあるのは、正しくは「8ページ」でした。

以上、お詫びして訂正します。

## 地域密着型サービス開設要望者

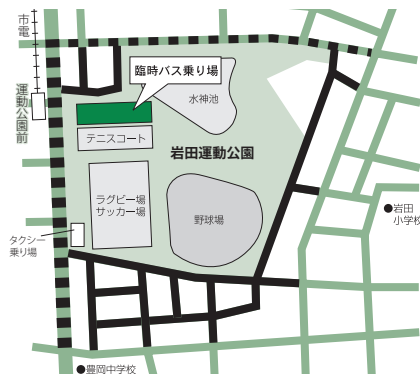
募集事業所/募集枠: 認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス/各1事業所。定期巡回・随時対応型訪問介護看護/2事業所 応募資格: 募集要項記載の条件を満たす法人 開設予定時期: 平成24年度 その他: 詳細は募集要項参照 申し込み: 5月31日まで(土・日曜日、祝・休日を除く)の午前8時30分～午後5時に開設要望申出書を直接、市役所長寿介護課(東館3階 ☎51・2331) ※募集要項・開設要望申出書は長寿介護課、ホームページ([http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu\\_fukushi/chouju/](http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_fukushi/chouju/))で配布

## 情報あれこれ

### プロ野球セ・リーグ公式戦 交通規制にご協力ください

5月8日(火)開催の「中日ドラゴンズ対東京ヤクルトスワローズ戦」当日は、下図のとおり交通規制が行われます。ご理解とご協力をお願いします。また、会場に駐車場がありませんので、観戦する方は市内電車・路線バス・豊橋駅または二川駅からの定額タクシー(豊橋駅/1,700円、二川駅/1,800円)などを利用してください。帰りは、岩田運動公園北側駐車場から豊橋駅行き臨時バス(150円)が出ます。

問合せ先: スポーツ課 (☎51・2866)



#### [交通規制]

■ 車両駐停車禁止区域 (午後2時～10時)

■ 車両駐車禁止区域 (終日)

## とよはしの匠候補者

卓越した「技」を持ち「ものづくり」を支える技能職者である「とよはしの匠」の候補者を募集します。あなたの職場などで活躍している技能者たちを紹介してください。「とよはしの匠」の所属する事業所、業界は市の事業などでPRしていきます。

部門: くすのき賞(機械工作部門)、つつじ賞(食品、衣服、建築など機械工作以外の部門) 応募資格: 市内の事業所に勤務している方、または市内で自ら事業を営んでいる方で、市税の滞納などがない方 選考: 技能に詳しい有識者で構成する選考委員会で審査 選考の基準: ①一級技能士またはこれと同等以上の技能を有すること ②後進の指導育成に意欲を有すること ③社会人として模範であること ④「とよはしの匠」として現役で活躍できること ⑤技能の継承に向けた市の事業に協力できること 申し込み: 9月28日(必着)までに推薦書を市役所商工業振興課(東館10階〒440-8501住所不要 ☎51・2437) ※推薦書は商工業振興課で配布

## 高齢者向け優良賃貸住宅 SKM(関屋町高齢者マンション)の入居者

市が家賃の一部を補助する、高齢者が安全に安心して居住できる民間の賃貸住宅入居者を募集します。

住宅名: SKM(関屋町高齢者マンション) 所在地: 関屋町163-1ほか 募集戸数/間取り/家賃: 5戸程度/1K(約30㎡)/30,600～55,000円、5戸程度/1LDK(約41㎡)/41,100～63,000円(家賃は所得に応じ決定) 住宅の概要: 重量鉄骨造5階建(バリアフリー化対応)。風呂・トイレ・寝室に設置された緊急非常ボタンによる緊急時対応サービスや水センサーによる安全確認サービスが利用できます 入居者資格: 60歳以上の単身世帯または夫婦世帯など その他: 先着順にて申し込みを受け付けます。申し込みが募集戸数を超え次第、空室待ちになります 入居時期: 随時 申込先: 住宅課 (☎51・2604)

# 平成24年度保育料が決まりました

保育園で子どもを保育する経費は、保護者・国・市が負担することになっていきます。そのうち保護者が負担する保育料は、平成22年分と23年分の所得税額、平成23年度分の市町村民税額により決定されます。保護者の負担をできるだけ軽減するため、市では次の保育料軽減を行っていきます。

## ■保育料の軽減

- 同一世帯から保育園、幼稚園などを利用しての児童が2人以上の場合、2人目は下表の各年齢区分で「2人目」の額となります。なお、在園児3人目以降の徴収額は0円です
- 満18歳未満の児童が3人以上いる下表の階層区分2〜5と認定された世帯の児童のうち、3人目以降の児童の徴収額は0円です
- 階層区分2と認定された世帯のうち、「母子世帯」「父子世帯」または「在宅障害児(者)のいる世帯」については、下表の規定にかかわらず徴収額を0円とします

■平成24年度 保育料徴収額表

区分	階層区分	徴収月額(円)						
		3歳未満児 平成21年4月2日以降生まれ		3歳児 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ		4歳以上児 平成18年4月2日～平成20年4月1日生まれ		
		1人目	2人目	1人目	2人目	1人目	2人目	
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	
所得税非課税世帯	市町村民税非課税世帯	2	7,500	3,750	6,500	3,250	5,500	2,750
	市町村民税の均等割の額のみ世帯	3	9,200	4,600	8,200	4,100	6,900	3,450
	市町村民税の所得割の額のある世帯	4	10,900	5,450	9,800	4,900	8,200	4,100
所得税課税世帯	所得税額18,700円未満	5	15,700	7,850	14,700	7,350	12,300	6,150
	18,700円以上56,200円未満	6	22,200	11,100	19,500	9,750	16,400	8,200
	56,200円以上93,700円未満	7	30,300	15,150	21,200	10,600	17,800	8,900
	93,700円以上164,900円未満	8	39,000	19,500	22,200	11,100	18,700	9,350
	164,900円以上539,900円未満	9	48,000	24,000	23,300	11,650	19,600	9,800
	539,900円以上	10	48,800	24,400	23,300	11,650	19,600	9,800

※階層区分認定は、入所児童の同一世帯祖父母を除いた父母のみの税額により行います。ただし、父母が市町村民税を課税されていない場合、あるいは父母の合計所得が基準額(父、母、子の3人世帯でおおむね110万円)以下の場合は同一世帯の祖父母の税額による場合があります

※年齢区分は、クラス年齢によるものとします(年度途中は年齢区分の変更を行いません)

※4～6月分の保育料は平成22年分の所得税を、7月分以降の保育料は平成23年分の所得税を適用します。また、市町村民税は平成23年度分を適用します(住宅取得控除、配当控除、外国税額控除などを行う前の税額を使います)。なお、平成23年分の所得税については、年少扶養控除および16～18歳の特定扶養控除の上乗せ部分の廃止を行う前の計算方法により調整した税額を使います

問合せ先  
保育課(☎51・2322)

## 豊橋市内の2月の交通事故(人身)

[ ]は前年同月、( )は今年の合計

- 件数 240件 [220件] (492件)
- 死者 0人 [0人] (2人)
- 傷者 283人 [279人] (589人)

※横断歩道に歩行者がいるときは必ず止まりましょう

## 豊橋市の人口と世帯

(平成24年3月1日現在)

- 人口 381,374人(前月比275人減)  
[男190,913人/女190,461人]
- 世帯 150,789世帯(前月比90世帯減)

※このうち外国人は15,584人/9,365世帯

## 今月の納税

国民健康保険税 第1期分  
納期限 5月1日(火)

早めにお近くの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局(納期限までのもの)またはコンビニエンスストア(バーコード印字のある納付書のみ)で納めましょう。納税には手間のかからない口座振替の制度が便利です。

問合せ先:納税課(☎51・2235)